平成２５年（フ）第１４９５号
東京都足立区江北２丁目７―13―201、開始決定時の住所東京都荒川区東尾久６丁目25―10
破産者　鈴木　鉄男
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６３号
東京都文京区水道２丁目９番14号
破産者　株式会社大道印刷
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９１号
神奈川県横浜市金沢区六浦南２丁目３－３－402
破産者　高橋　誠一
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２６１号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目11―１
破産者　大庭　節子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７７７号
千葉県船橋市新高根４丁目13―16
破産者　山本　昌典
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９０６号
神奈川県横浜市都筑区池辺町2666番地
破産者　株式会社メディオール
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９０７号
神奈川県横浜市港北区小机町1533　ハイツ大隆Ａ102
破産者　井上　正夫
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２５９号
東京都葛飾区西新小岩４丁目42―16―1004
破産者　町屋　恒夫
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６０号
東京都葛飾区西新小岩４丁目42―16―1004
破産者　町屋ルーシーこと　マチヤルーシーモンテマイヤー
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５３１号
東京都江戸川区東葛西４丁目11―12―202
破産者　田澤　　浩
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９９０号
青森県十和田市西十一番町17番10号
破産者　株式会社ノースランド
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６６号
東京都台東区東上野３丁目21番３号若井ビル２階
破産者　株式会社サンソニック
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６７号
東京都荒川区町屋７丁目12―９
破産者　三輪　浩司
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７２号
東京都練馬区西大泉５丁目21番32号
破産者　有限会社美建工業
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７３号
東京都練馬区西大泉６丁目18―１
破産者　島岡　悦男
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７４号
東京都練馬区西大泉６丁目18―１
破産者　島岡　民子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７５号
東京都練馬区西大泉６丁目18―１
破産者　島岡　和枝
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２０４号
東京都葛飾区細田３丁目35番21号
破産者　株式会社桑建
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２０５号
東京都葛飾区西水元３丁目22―15　エスポワールⅠ102号
破産者　金井　儀夫
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２５年（フ）第２４４号
熊本市南区近見４丁目12番21号　サンハイツ近見１棟121号、前住所熊本県上益城郡益城町大字木山433番地１
破産者　木村富士夫
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４５号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1361番地、前住所熊本市東区長嶺東２丁目14番60―503号ハウベスト
破産者　川添　英生
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係